

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

10月6日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

今回は11月10日(木)です。

第2委員会室

扶養親族等申告書の提出および 年金生活者支援給付金制度について

扶養親族等申告書の提出について

公的年金について源泉徴収の対象となる方(※)へ、令和5年分の「扶養親族等申告書」を9月より順次発送しています。

「扶養親族等申告書」は、令和5年2月以降に支払われる公的年金から源泉徴収される所得税について、各種控除等を受ける際に必要な申告書です。お手元に届きましたら、同封の申告書作成の手引きをよくお読みいただき、各種控除等に該当する方は同封の返信用封筒(切手貼付)にて、記載されている期限までに日本年金機構へ提出してください。

なお、源泉徴収の対象とならない方には申告書は送付されませんので、申告書を提出していただく必要はありません。

※老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳で158万円以上ある方(退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方)の場合は、退職共済年金の年金額が80万円以上の方)。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

1 対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たす方】

- ①65歳以上であること
- ②世帯員全員が市町村民税非課税であること
- ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、以下の要件を満たす方】

前年の所得額が「約472万円+扶養親族の数×38万円(※)」以下であること

※同一生計配偶者のうち、70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

2 請求手続き

①基礎年金の受給者で、新たに年金生活者支援給付金を受け取られる方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入して、記載された期限までに提出してください。提出期限を過ぎても令和5年1月4日までに請求書が届くように提出された場合は、令和4年10月分から受け取ることが可能です。令和5年1月4日までに請求書の提出がなかった場合は、日本年金機構が請求書を受け付けた月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

②これから基礎年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて、お近くの年金事務所または役場住民生活課社会係・各支所にて請求の手続きをしてください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	}	☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係		☎0137-62-2112
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。